

【審査～貸付決定・契約】

1. 審査

提出された申請書類は、毎月10日に受付を締め切り、貸付可能かどうか審査を行います。

2. 貸付決定・契約書類送付

貸付が決定した場合は、貸付決定通知書とともに契約書と預金口座振替依頼書を所属事業所あて送付します。

貸付決定通知書が届きましたら、金銭消費貸借契約書（2枚複写）と預金口座振替依頼書（4枚複写）に必要事項を記入し、借受人本人と連帯保証人の印鑑証明書を添付して、返送して下さい。

なお、金銭消費貸借契約書の正本（一枚目）に印紙を貼り付け、借受人の割り印を押してください。

3. 貸付契約締結

契約書と口座振替依頼書、印鑑証明書が提出され、共济会において所定の手続きが完了した時点で貸付契約の締結完了となります。

その後、契約書の副本（2枚目）と返済計画表を所属事業所あて送付し、同時に貸付金を指定の金融機関口座に送金します。

注意！ 返送が遅れたり、不備等があると、送金が遅れる原因になりますので、ご注意ください。

【償還】

1. 通常の償還

償還は、契約書とともに送付する返済計画表に従い、毎月2日（金融機関休業日にあたる場合は翌営業日）に、指定口座より自動引き落としされます。

引き落とし日までに、必ず残額を確認しておいてください。

なお、残高不足当の理由により、2日に引き落としができなかった場合には、22日（金融機関休業日にあたる場合は翌営業日）に再度引き落としを行います。

22日の再引き落としができなかった場合は、当月末までに、共济会の指定口座にご送金ください。（この場合の振込み手数料はご負担いただきます）

注意！ なお、当月末までにお振込みをされないと、滞納扱いとなり、所定の延滞利子（年10.95%）が生じることがありますので、ご注意ください。

2. 償還計画の変更

償還計画の変更は、残額一括償還に限り可能です。

残額一括償還を希望される場合は、共济会あてご一報ください。次回口座振替にて残額を引き落としします。

注意！ 次回振替日までに日数が少ない場合、翌々月となることがありますので、ご了承ください。

3. 振替口座の変更

振替口座を変更する場合は、共济会までご一報ください。預金口座振替依頼書を所属事業所あて送付します。

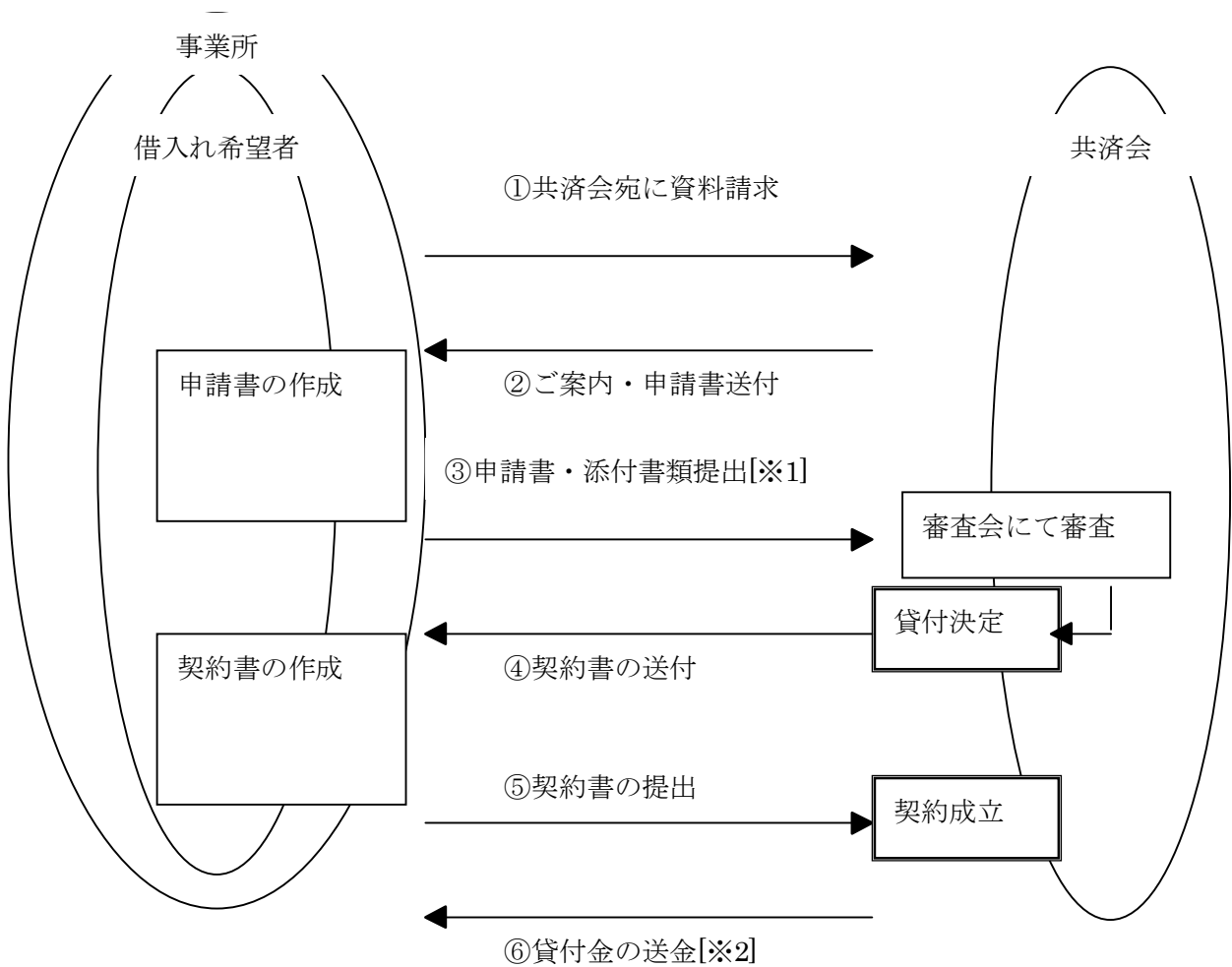
4. 償還完了

償還が完了しましたら、ご本人あて通知します。

*償還中に退職する場合

本資金を償還中の方が退職される場合は、あらかじめ共済会へご連絡のうえ、一括償還の手続きをとってください。

この手続きがなされていないと、退職給付金が支給されない場合があります。



※1 毎月10日を締め切りとします。

※2 契約完了後の送金となりますので、当月末から翌月初頃となります。